

株 主 各 位

札幌市北区北七条西一丁目1番地2
株式会社北の達人コーポレーション
代表取締役社長 木下 勝 寿

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市北区北七条西二丁目9 ベルヴェオオフィス札幌3階
TKP札幌駅カンファレンスセンター
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第16期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kitanotatsujin.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社の属するEコマース市場を取り巻く環境は、平成28年6月14日に経済産業省が公表した「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によれば、平成27年の日本国内のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、13.8兆円（前年比7.6%増）まで拡大しており、今後も成長が見込まれております。

このような環境のもと、当社は、更に成長を加速させるべく、当事業年度においても引き続き新商品の展開に注力してまいりました。

当事業年度における新商品の展開を振り返りますと、まず、平成28年4月12日に「ムズムズを繰り返す足のお悩み専用バリア型フットケア『クリアフットヴェール』」を、平成28年4月21日に当社初の医薬部外品となる「足のニオイを抑える薬用デオドラントフットクリーム『ノーノースメル』」を発売開始いたしました。

続く、平成28年7月1日に「身体環境を正常な状態へと導く『黒梅日和』」を、平成28年7月20日に「美しく健康的な爪へと導く『CLEAR NAIL SHOT -クリアネイルショット-』」を発売開始いたしました。

また、平成28年8月18日には「キュッと目立たない毛穴へと導く、毛穴集中対策スリーピングパック『CARE NANO PACK -ケアナノパック-』」と、「インナードライネイルに特化した浸透型ネイルエッセンス『TSUMERICH REPAIR -ツメリッチ リペア-』」の2商品を同時に発売開始いたしました。同時に2商品の発売開始を実現したことは、商品開発体制のみならずリリース体制の強化に対する取り組みの成果と考えております。

平成28年9月15日には、「目周りの乾燥小じわ対策、プレミアムナイトケア商品『HYALO DEEP PATCH-ヒアロディーブパッチ-』」を発売開始し、平成29年1月31日には「60秒で理想の美白へと導く、薬用速攻型美白クリームパック『MAYME WHITE 60-メイミーホワイト60』（医薬部外品）」を発売開始いたしました。『メイミーホワイト60』は、速攻型美白と深層アプローチ型美白のW美白効果によって、60秒で理想の美白へと導く、速攻型美白クリームパックです。

これらの結果、当事業年度においては、合計8商品を発売することが出来ました。

なお、決算日後の状況ではありますが、翌事業年度における新商品の第一段として、平成29年3月28日に「煩わしいノイズからの解放をサポートし、平穏で落ち着いた毎日を手に入れるための健康補助食品『おんやむ生活』」を発売開始いたしました。『おんやむ生活』は、「身体のリズム」を整え、悩みに直接働きかけることで、気になる悩みの解消へと導く健康補助食品です。このように、今後も引き続き新商品の展開に注力してまいります。

販売面に関しましては、新商品では、『メイミーホワイト60』において的確な事前キャンペーンの実施が功を奏して、発売初月から売上が順調に推移しております。

既存商品につきましては、『アイキララ』がFacebook広告によって新規獲得数の大幅な増加を実現したほか、アフィリエイト広告による新規獲得の増加にも成功して、売上高を大きく伸ばしております。同商品に関しては、平成28年9月から台湾支社においても取扱いを開始いたしました。その際にもFacebookとLINEを用いた集客が成功したことで、順調に売上を伸ばしており、台湾支社の業績も軌道に乗りつつあります。

インバウンド需要の取り込みに関しても、アジア観光客の方々に向けたドラッグストアなどを通じた販売が引き続き順調に推移しております。

既存顧客へ向けた販促施策としては、継続率・売上貢献額の高い年間購入コースへの乗り換えキャンペーン、そして新商品の多数リリースに伴う同梱キャンペーンなどといった各種販促キャンペーンも継続的に実施し、各商品とも偏ることなく着実に売上高を伸ばすことが出来ております。

これらにより、当第4四半期会計期間における全体の月商は、平成28年12月度が252百万円、平成29年1月度が255百万円、平成29年2月度が260百万円と推移し、3ヶ月連続で過去最高記録を更新いたしました。

利益率の面では、新商品群の利益率が、既存商品と比較して高い水準となっていることから、全体の売上総利益率も上昇傾向で、今後も新商品群の売上が拡大することで更なる業績の拡大が見込まれます。

一方、これらの新商品群のリリースに伴い、当社が札幌証券取引所アンビシャス市場に上場した平成24年5月の直前期となる、平成24年2月期において85.2%にまで達していた『カイトキオリゴ』への売上依存度は、当第4四半期会計期間においては34.1%にまで改善いたしました。これは『カイトキオリゴ』自体は継続的に順調に伸びてきている一方で、新商品群の伸びにより、全体のバランスが改善されている結果であります。

また、『カイトキオリゴ』は平成28年7月15日に「オリゴ糖市販商品市場」において、売上実績日本一となりました（2016年5月。日本能率協会総合研究所調べ。2013年～2015年日本国内で市販され、商品名に「オリゴ・オリゴ糖」が含まれている家庭用商品（粉末・顆粒・シロップ））。同商品はこれまでも「高純度オリゴ糖食品市場」における売上実績日本一の商品でした（2012年10月。日本能率協会総合研究所調べ。原材料として各種オリゴ糖を90%以上含有し、日本国内で市販されている家庭用食品で、形状は粉末または、顆粒のオリゴ糖商品）が、今回は更に範囲の広い市場における日本一実績を獲得し、今後も腸内フローラの改善に有効な商品として、更なる拡販を目指してまいります。

当社のFacebookやInstagram、Twitter、LINEといったソーシャルメディアを活用した広告手法につきましては、Facebook米国本社副社長がインタビューで日本市場について語る際に、「日本では北の達人コーポレーションがFacebookの活用で大きく実績を上げている」と述べ、Facebook米国本社からも大きな期待を受けております。その他様々なマーケティングメディアでもソーシャルメディア活用の成功事例として、取材を受けております。

広告宣伝費の費用対効果という面では、効率的で無駄のない集客のためにインターネット広告の自社運用化を推進するとともに、当該部門の大幅な人員増強を行い集客体制の強化を図りました。また、既存顧客のデータを用いた専門的なSNS広告配信手法の確立により効果が改善したほか、Facebook Singaporeとの連携を図るなど、広告宣伝費を抑制しつつ、各商品の売上及び利益を着実に伸ばす構造への転換を進めております。

更に平成28年6月には「北海道ネットマーケティング協会」を設立し、ダイレクトレスポンスの第一人者である「売れるネット広告社」代表取締役社長の加藤公一レオ氏を招いたマーケティングセミナーを主催して、北海道におけるマーケティングの知識や情報の共有強化に努めるなど、Webマーケティングの牽引役を目指した新たな活動を開始いたしました。

社内体制に関しましては、ここまで述べてのように、商品開発体制及び集客体制の強化に向けた取り組みの成果が明確に現れてきておりますが、これらの体制の更なる拡充に向けて、より優秀な人材を確保すべく、平成29年2月に当社の採用情報サイトをリニューアルいたしました。

社外からは、当社のこれまでの成果につきまして、札幌証券取引所のパンフレット「株式の新規上場 エクセレントカンパニーになるために」（平成28年11月30日現在）において紹介されたほか、株式会社タナベ経営が主催する「2017年度 経営戦略セミナー」のテキストにおいて、当社が掲載されるなどの評価をいただいております。

また、平成29年2月6日には、独立行政法人中小企業基盤整備機構が主催（後援：経済産業省中小企業庁ほか）する、革新的かつ潜在成長力の高い事業や、地域の活性化に資する事業を行う、志の高いベンチャー企業の経営者を称える表彰制度「Japan Venture Awards 2017」において、当社代表取締役社長の木下勝寿が「Eコマース推進特別賞」を受賞いたしました。そのほか、産業・成長企業アナリスト／投資家である、朝香友博氏の著書「いま仕込んでおくべき10倍株、教えます！」（クロスメディア・パブリッシング 2017年2月）においても当社が紹介されました。

コーポレートガバナンス体制の強化につきましては、「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、平成28年2月期に係る定時株主総会において、社外取締役を1名増員いたしました。その結果、当社の取締役会は、取締役6名のうち半数の3名が社外取締役という構成になりました。また、社外取締役2名及び社外監査役1名の合計3名を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に対する当社の取り組みについて、平成28年11月29日にコーポレートガバナンス報告書において公開いたしました。

なお、資本効率の向上を通じた株主の皆様への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成28年4月14日開催の取締役会において決議いたしました自己株式の取得につきましては、平成28年10月14日をもちまして日程の満了を迎えました。

そのほか、株主優待制度につきまして、当社の商品をより一層ご理解いただきたいと、従来の『二十年ほいっふ』（定価2,037円税込）の進呈から、当事業年度の新商品のひとつである『CARE NANO PACK ケアナノパック』（30g、約1か月分、定価4,776円税込）の進呈に変更いたしました。

更には、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として、平成29年3月15日開催の取締役会において、上場以来4度目となる株式分割を決議いたしました。平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,696,859千円（前事業年度比21.3%増）となりました。営業利益は542,054千円（前事業年度比36.3%増）、経常利益は538,497千円（前事業年度比36.9%増）、当期純利益は356,728千円（前事業年度比57.3%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
当事業年度中における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況
当社は、金融機関より長期借入金として400,000千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (平成26年2月期)	第14期 (平成27年2月期)	第15期 (平成28年2月期)	第16期 (当事業年度) (平成29年2月期)
売 上 高 (千円)	1,782,386	1,940,660	2,222,440	2,696,859
経 常 利 益 (千円)	386,158	446,584	393,223	538,497
当 期 純 利 益 (千円)	236,118	268,768	226,777	356,728
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	46.10	25.54	20.52	16.19
総 資 産 (千円)	1,247,860	1,613,114	1,536,388	2,290,238
純 資 産 (千円)	735,546	1,191,951	1,330,889	1,545,314
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	142.61	107.91	120.15	70.40

- (注) 1. 第13期において、平成26年1月3日付で1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が期首に行われたものとして、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。
2. 第15期において、平成27年6月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が第14期の期首に行われたものとして、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。
3. 当社は、平成29年4月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が第16期の期首に行われたものとして、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。
4. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、平成25年6月に100%出資子会社（株式会社オーダーコスメジャパン）を設立いたしました。子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びその他の項目から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結計算書類は作成しておりません。

(4) 対処すべき課題

①新商品開発の強化

当社の主要な販売形態であるEコマース（電子商取引）業界は、販売競争が年々激化しております。その中であって、更に新商品の開発を積極的に行うことで、売上・利益の最大化を目指してまいります。具体的には、健康・美容等の悩みに対して効果を実感しやすく、リピートされやすい商品分野を中心に、また、ライフサイクルが長く、定期購入型のビジネスモデルに適した商品を開発してまいります。

②優秀な人材の確保

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の事業規模の拡大を考えた場合、優秀な人材の確保が経営の重要課題の一つと認識しております。人材採用においては、当社の経営理念への共感、意欲、業務推進能力を兼ね備えた新卒者の定期採用と、高いスキルと豊富な経験を有し、当社の更なる発展に寄与する経験者の中途採用をベースに強化してまいります。

具体的には、将来の収益を創造するための新製品企画開発及び販促企画開発やマーケティング能力を有する人材確保、顧客サービスとして重要なカスタマー体制の拡充、マネジメント能力を有する人材の確保等、これらにより収益基盤の増強と管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社は、主にインターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Eコマース事業」を行っております。

(6) 主要な事業所（平成29年2月28日現在）

本	社	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
支	社	台湾（台北市）
店	舗	狸小路店（札幌市）

(7) 使用人の状況 (平成29年2月28日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54 (13) 名	9名増 (12名減)	31.5歳	3.1年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー等) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当事業年度末において使用人数が前事業年度末に比べて9名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	86,115千円
株式会社みずほ銀行	86,110千円
株式会社北洋銀行	86,110千円
株式会社北海道銀行	83,320千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,084,000株（自己株式117,100株を含む）

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は16,000株増加しております。

(3) 株主数 8,926名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木下勝寿	6,065,400株	55.31%
木下浩子	346,400株	3.16%
井上裕太	307,700株	2.81%
須田忠雄	274,400株	2.50%
高橋正雄	118,500株	1.08%
清水重厚	90,400株	0.82%
角谷雅之	83,400株	0.76%
野村證券株式会社	58,000株	0.53%
牧野寛之	52,900株	0.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	50,300株	0.46%

(注) 1. 持株比率は、自己株式（117,100株）を控除して計算しております。

2. 当社は平成29年4月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。この結果、平成29年4月1日現在、発行可能株式総数は80,000,000株となり、発行済株式の総数は22,168,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、平成24年9月28日開催の取締役会において、当社の取締役に対し、
下記のとおり公正価格にて有償で新株予約権を発行することを決議し、平成24
年10月16日に発行いたしました。

		第4回新株予約権
発行決議日		平成24年9月28日
新株予約権の数		440個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 704,000株 (新株予約権1個につき1,600株) (注) 2.
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり2,800円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		1株当たり169円 (注) 2.
権利行使期間		平成24年10月16日から 平成34年10月15日まで
行使の条件		(注) 1.
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 420個 目的となる株式数 672,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、以下の（i）に掲げる条件を満たした場合、及び、（ii）（iii）に掲げる条件のいずれかを満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- （i）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期及び平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が200百万円を下回らないこと。
- （ii）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期の損益計算書における経常利益の金額が300百万円を超過すること。
- （iii）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が350百万円を超過すること。
- なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、権利行使をしようとする日の前営業日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が本新株予約権の行使価額（ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める事象が生じた場合には、当割当契約の定めるところにより適切に調整されるものとする。）の120%を超過している場合にのみ、権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割、平成26年1月3日付で普通株式1株を2株に株式分割及び平成27年6月1日付で普通株式1株を2株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木下 勝 寿	
専務取締役	清水 重 厚	管理部長
専務取締役	堀川 麻 子	営業部長
取 締 役	杉 山 央	弁護士法人赤れんが法律事務所代表 北海道石油業厚生年金基金理事長 株式会社グッドコムアセット社外取締役 株式会社エコノス社外取締役 株式会社ACT NOW代表取締役
取 締 役	高岡 幸 生	リージョンズ株式会社代表取締役 株式会社リージョナルスタイル代表取締役
取 締 役	三浦 淳 一	北海道ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役 株式会社ファーストプレス社外取締役 株式会社五稜化薬社外取締役 株式会社ほんま取締役
常勤監査役	布田 三 宥	
監 査 役	甚野 章 吾	甚野公認会計士事務所所長 北斗税理士法人代表社員所長 札幌監査法人代表社員 株式会社ジーンテクノサイエンス社外監査役
監 査 役	小林 隆 一	一般社団法人北海道警友会専務理事

- (注) 1. 取締役杉山央氏、高岡幸生氏、三浦淳一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役布田三宥氏、甚野章吾氏、小林隆一氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役布田三宥氏は、通算15年にわたり上場会社を含む会社の監査役としての経験を有し、監査役甚野章吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、2名の監査役とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役杉山央氏、三浦淳一氏及び監査役小林隆一氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	125,940千円 (3,300千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,600千円 (6,600千円)
合計 (うち社外役員)	9名 (6名)	132,540千円 (9,900千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役杉山央氏は、弁護士法人赤れんが法律事務所代表、北海道石油業厚生年金基金理事長、株式会社グッドコムアセット社外取締役、株式会社エコノス社外取締役及び株式会社ACT NOW代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役高岡幸生氏は、リージョンズ株式会社代表取締役及び株式会社リージョナルスタイル代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役三浦淳一氏は、北海道ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役、株式会社ファーストプレス社外取締役、株式会社五稜化薬社外取締役、株式会社ほんま取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社ジーンテクノサイエンス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役小林隆一氏は、一般社団法人北海道警友会専務理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	杉山 央	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。
取締役	高岡 幸生	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。他社代表取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。
取締役	三浦 淳一	平成28年5月27日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。ベンチャーキャピタリストとして、また他社代表取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。
監査役	布田 三宥	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するため適宜質問及び助言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。上場会社を含む会社の監査役として長年培った経験及び見地から発言を行っております。
監査役	甚野 章吾	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	小林 隆一	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。また監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に警察行政に携わってきた豊富な経験及び見識に基づいて発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

清明監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などについて検討したうえで、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

《業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要》

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。
*クレド (Credo) とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
- ③ 取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。
- ② 経営理念を軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。
- ③ 取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ④ 経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等に則り、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行う。
また、当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を行う。
- ② 当社グループの取締役等は、「関係会社管理規程」等に従い、子会社の業績及び営業等の状況について詳細な報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ② 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。
- ③ 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の前払い又は償還等の請求をした時は、速やかにその当該費用又は債務を処理する。
- ④ 取締役会は「公益通報者保護規程」に従い、当該報告をした者（通報者）が不利な取扱いを受けないために適切な措置を講じるとともに、通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

《当期における業務の適正を確保するための運用状況の概要について》

当社は、取締役会が定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。当事業年度における主な運用状況といたしましては、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役会規則に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を16回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。なお、当事業年度においては、監査役会を13回開催しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,203,735	流動負債	536,624
現金及び預金	1,756,588	買掛金	56,700
売掛金	133,074	未払金	138,336
製品	171,026	1年内返済予定の長期借入金	133,356
仕掛品	15,473	未払法人税等	119,723
原材料及び貯蔵品	99,748	未払消費税等	51,754
前払費用	7,789	前受金	6,397
繰延税金資産	15,165	預り金	5,445
その他	8,434	販売促進引当金	13,993
貸倒引当金	△3,564	株主優待引当金	8,823
		その他	2,094
固定資産	86,502	固定負債	208,299
有形固定資産	16,296	長期借入金	208,299
建物	14,709	負債合計	744,923
工具、器具及び備品	1,587	純資産の部	
無形固定資産	35,632	株主資本	1,544,138
特許権	293	資本金	212,924
商標権	8,582	資本剰余金	192,924
ソフトウェア	26,756	資本準備金	192,924
投資その他の資産	34,573	利益剰余金	1,189,431
長期貸付金	50,000	その他利益剰余金	1,189,431
差入保証金	12,746	繰越利益剰余金	1,189,431
繰延税金資産	16,701	自己株式	△51,141
貸倒引当金	△44,874	新株予約権	1,176
		純資産合計	1,545,314
資産合計	2,290,238	負債純資産合計	2,290,238

損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,696,859
売 上 原 価		620,872
売 上 総 利 益		2,075,987
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,533,933
営 業 利 益		542,054
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	129	
受 取 弁 済 金	20	
サ ン プ ル 売 却 収 入	2,784	
為 替 差 益	2,406	
そ の 他	385	5,726
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	477	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,601	
そ の 他	204	9,283
経 常 利 益		538,497
税 引 前 当 期 純 利 益		538,497
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	186,036	
法 人 税 等 調 整 額	△4,267	181,769
当 期 純 利 益		356,728

株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から)
(平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	211,558	191,558	191,558	926,645	926,645	△77	1,329,685
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の 行使)	1,366	1,366	1,366				2,732
剰余金の配当				△93,942	△93,942		△93,942
当期純利益				356,728	356,728		356,728
自己株式の取得						△51,064	△51,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							—
当期変動額合計	1,366	1,366	1,366	262,785	262,785	△51,064	214,453
当期末残高	212,924	192,924	192,924	1,189,431	1,189,431	△51,141	1,544,138

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,204	1,330,889
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の 行使)		2,732
剰余金の配当		△93,942
当期純利益		356,728
自己株式の取得		△51,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△28	△28
当期変動額合計	△28	214,425
当期末残高	1,176	1,545,314

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

i. 製品・原材料・仕掛品

月別総平均法による原価法

ii. 貯蔵品

月別総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げしております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～22年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を合理的に算出し、計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、当事業年度より、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法について、定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,559千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	4,555千円
長期金銭債権	50,000千円
短期金銭債務	6,658千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	5,648千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1.	11,068,000	16,000	—	11,084,000
合計	11,068,000	16,000	—	11,084,000
自己株式				
普通株式 (注) 2.	800	116,300	—	117,100
合計	800	116,300	—	117,100

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、以下によるものであります。

新株予約権の行使による増加16,000株

2. 普通株式の自己株式数の増加は、以下によるものであります。

平成28年4月14日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得116,300株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月27日 定時株主総会	普通株式	55,336	5.0	平成28年2月29日	平成28年5月30日
平成28年10月14日 取締役会	普通株式	38,606	3.5	平成28年8月31日	平成28年11月10日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	71,284	6.5	平成29年2月28日	平成29年5月31日

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	672,000株
新株予約権の残高	420個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄うことを原則としながら、中長期における資金需要並びに金利動向等を注視した上で必要に応じて機動的に資金調達を行い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

i. 資産

現金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。また、預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

ii. 負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、固定金利となっております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、外貨建金銭債権債務については、財務担当部門が為替動向を随時把握し、適切に管理しております。

長期借入金については、財務担当部門が金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	1,756,588	1,756,588	—
②売掛金	133,074		
貸倒引当金（※1）	△3,564		
	129,509	129,509	—
③長期貸付金（※2）	50,000		
貸倒引当金（※3）	△44,874		
	5,125	5,125	—
資産計	1,891,223	1,891,223	—
①買掛金	56,700	56,700	—
②未払金	138,336	138,336	—
③長期借入金（※4）	341,655	341,585	△69
負債計	536,691	536,622	△69
デリバティブ取引	—	—	—

（※1）売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）関係会社に対する長期貸付金であります。

（※3）長期貸付金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（※4）長期借入金については、1年内返済予定のものを含んでおります。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項（資産）

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した額と近似しており、当該価額をもって時価としております。

(負債)

①買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	12,746

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,756,588	—	—	—
売掛金	133,074	—	—	—
長期貸付金	—	50,000	—	—
合計	1,889,662	50,000	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)
長期借入金	133,356	133,356	74,943

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	6,862千円
販売促進引当金	4,287千円
株主優待引当金	2,703千円
貸倒引当金	1,092千円
その他	<u>219千円</u>

繰延税金資産（流動）合計 15,165千円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	13,646千円
関係会社株式評価損	3,041千円
減価償却費	<u>14千円</u>

繰延税金資産（固定）合計 16,701千円

繰延税金資産合計 31,867千円

7. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 オーダー コスメジ ャパン	インターネ ット通信販 売業	(所有) 直接 100.00	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	50,000

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 子会社への長期貸付金に対し、次のとおり貸倒引当金を計上しております。

- ・債権の期末残高に対する貸倒引当金 44,874千円
- ・当事業年度の貸倒引当金繰入額 8,601千円

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	清水 重厚	当社取締役	(被所有) 直接 0.82	-	新株予約権 の行使	2,704	-	-

(注) 平成24年9月28日開催の取締役会の決議により付与した新株予約権の行使であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 70円40銭
- (2) 1株当たり当期純利益 16円19銭

(注) 当社は、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式の分割について)

当社は、平成29年3月15日開催の取締役会に基づき、平成29年4月1日付で株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えるため、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合で分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	11,084,000 株
② 今回の分割により増加する株式数	11,084,000 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	22,168,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	80,000,000 株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成29年3月16日
② 基準日	平成29年3月31日
③ 効力発生日	平成29年4月1日

(4) 新株予約権の調整

当該株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を、効力発生日である平成29年4月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	169円	85円

(5) 1株当たり情報に与える影響

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、「9. 1株当たり情報に関する注記」に記載のとおりであります。

11. その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月26日

株式会社北の達人コーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 倉 隆 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 貴 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北の達人コーポレーションの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月2日

株式会社北の達人コーポレーション監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	布	田	三	宥	㊟
監査役 (社外監査役)	甚	野	章	吾	㊟
監査役 (社外監査役)	小	林	隆	一	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第16期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6.5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は71,284,850円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年5月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	きのした かつひさ 木 下 勝 寿 (昭和43年10月12日生)	平成4年4月 株式会社リクルート入社 平成11年12月 合資会社サイマート設立 無限 責任社員 平成14年5月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	6,065,400株
	【取締役候補者とした理由】 木下勝寿氏は、当社創業以来一貫して代表取締役を務め、インターネット通信販売事業における豊富な経験と知見によって、当社の成長をけん引して参りました。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	しみず しげあつ 清 水 重 厚 (昭和40年12月6日生)	昭和60年4月 峰延農業協同組合入組 平成12年8月 株式会社エスアールエル入社 平成20年5月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員管理部長就任 平成21年5月 当社取締役管理部長就任 平成27年3月 当社専務取締役管理部長就任 (現任)	90,400株
	【取締役候補者とした理由】 清水重厚氏は、当社の管理部門の責任者であり、経理財務・人事・総務といった管理部門全般における豊富な経験と知見を有しております。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
3	ほりかわ あさこ 堀 川 麻 子 (昭和56年5月17日生)	平成17年3月 株式会社ジオス入社 平成18年7月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員営業部長就任 平成21年5月 当社取締役営業部長就任 平成27年3月 当社専務取締役営業部長就任 (現任)	47,000株
	【取締役候補者とした理由】 堀川麻子氏は、当社の営業部門の責任者であり、インターネット通信販売事業の豊富な業務経験と経営に関する知見を有しております。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	すぎやま ひさし 杉山 央 (昭和55年1月23日生)	平成16年10月 弁護士登録 AZX総合法律事務所入所	—
		平成21年4月 札幌中央法律事務所入所	
平成21年11月 赤れんが法律事務所開設(現弁護士法人赤れんが法律事務所)			
平成22年4月 札幌弁護士会司法修習委員会副委員長			
平成24年4月 札幌弁護士会知的財産委員会副委員長			
平成24年10月 北海道石油業厚生年金基金理事長就任(現任)			
平成26年1月 株式会社グッドコムアセット社外取締役就任(現任)			
平成26年1月 株式会社エコノス社外取締役就任(現任)			
平成26年4月 弁護士法人赤れんが法律事務所設立代表就任(現任)			
平成26年10月 株式会社ACT NOW代表取締役就任(現任)			
		平成27年5月 当社社外取締役就任(現任)	
【社外取締役候補者とした理由】 杉山央氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行への助言・提言をいただくことで、取締役会における意思決定の客観性やコーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
5	たかおか ゆきお 高岡 幸生 (昭和42年7月18日生)	平成3年4月 株式会社リクルート入社	—
		平成20年5月 リージョンズ株式会社設立 代表取締役就任(現任)	
平成21年9月 株式会社リージョナルスタイル設立 代表取締役就任(現任)			
平成27年5月 当社社外取締役就任(現任)			
【社外取締役候補者とした理由】 高岡幸生氏は、リージョンズ株式会社及び株式会社リージョナルスタイルの代表取締役を務めており、人事分野の専門家としての豊富な経験のみならず、自ら経営に携わってこられた実績及び見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	みうら じゅんいち 三浦 淳一 (昭和49年6月29日生)	平成9年4月 池脇会計事務所入所 平成12年10月 株式会社プライムファーム(板垣洋公認会計士事務所)入社 平成14年6月 北海道ベンチャーキャピタル株式会社入社 平成18年3月 同社取締役就任 平成18年6月 株式会社アットマークテクノ監査役就任 平成19年12月 株式会社ファーストプレス社外取締役就任(現任) 平成23年5月 北海道ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役就任(現任) 平成24年3月 株式会社五稜化薬社外取締役就任(現任) 平成25年2月 株式会社ストーク取締役就任 平成26年5月 株式会社ほんま取締役就任(現任) 平成27年6月 エコモット株式会社社外取締役就任 平成28年5月 当社社外取締役就任(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】 三浦淳一氏は、北海道ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役を務めており、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験のみならず、自ら経営に携わってこられた実績及び見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者木下勝寿氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 杉山央氏、高岡幸生氏及び三浦淳一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、杉山央氏、高岡幸生氏及び三浦淳一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 杉山央氏及び三浦淳一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として引き続き指定する予定であります。
6. 杉山央氏、高岡幸生氏及び三浦淳一氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって杉山央氏及び高岡幸生氏が2年、三浦淳一氏が1年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役布田三宥氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本総会において選任いただく監査役の任期は、当社定款の定めにより退任する監査役の任期の満了する平成31年5月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
さだのぼる 定登 (昭和25年5月19日生) 【新任】	平成12年7月 北海道財務局総務部総務課長就任 平成15年7月 同小樽出張所長就任 平成17年7月 同函館財務事務所長就任 平成18年7月 証券会員制法人札幌証券取引所専務理事就任 平成28年10月 同相談役就任 平成29年3月 同相談役退任	—
【社外監査役候補者とした理由】 定登氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり金融行政に携わってこられたほか、証券会員制法人札幌証券取引所の専務理事として培われた豊富な経験と見識を有しておられることから、これらを当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 定登氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、定登氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

札幌市北区北7条西2丁目9
ベルヴエオフィス札幌3階
TKP札幌駅カンファレンスセンター
電話 (011) 708-7116



- ・ JR札幌駅北口より徒歩2分
- ・ 札幌市営地下鉄さっぽろ駅16番出口より徒歩1分

(お願い) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。